

ヴェトナム社会主義共和国
青年海外協力隊派遣に係る要請背景
調査報告書
(日本語教師)

平成6年12月

国際協力事業団

23
65
V0
ARY

青派一
JR
95-03

27211

JICA LIBRARY



1118040(3)

国際協力事業団

7211

ヴィエトナム社会主義共和国
青年海外協力隊派遣に係る要請背景
調査報告書
(日本語教師)

平成6年12月

国際協力事業団

序文

平成6年8月に青年海外協力隊派遣に係る63番目の派遣取極締結国として、日本政府とベトナム社会主義共和国政府の間で交換公文が署名されました。これを受け、青年海外協力隊事務局は、非公式に要請のあった日本語教師隊員派遣に関し、平成6年10月29日より11月22日まで要請背景調査団を現地に派遣しました。

調査団はベトナム社会主義共和国政府の関係者や、非公式ながら要請のあるハノイ国家大学、ハノイ外国語大学、ハノイ貿易大学等の関係者と協議を行うとともに、ベトナムにおける日本語教育の現状についての調査や生活環境についての調査を実施し、帰国後の国内作業を経てここに本報告書完成の運びとなりました。

本報告書が、これから開始される青年海外協力隊のベトナムにおける活動に寄与し、両国の友好・親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

最後に、本件調査にご協力とご支援をいただいた関係者各位に対し、心より感謝の意を表します。

平成6年12月

国際協力事業団
青年海外協力隊事務局長
高橋 昭

目 次

1. 調査目的.	1
1-1 隊員配属予定機関の視察 (ハノイ国家大学、ハノイ外国語大学、ハノイ貿易大学等)	1
1-2 要請の取り付け (教育訓練省)	1
1-3 現況調査 (手当の検討、住居視察)	1
2. 調査団構成.	1
3. 調査日程.	2
4. 主要面談者.	6
5. 調査結果概要.	6
5-1 隊員配属予定機関.	6
5-2 要請の取り付け.	8
5-3 現況調査 (手当の検討、住居視察)	8
6. 調査結果報告.	9
6-1 外務省.	9
6-2 教育訓練省.	9
6-3 国家計画委員会.	10
6-4 ハノイ国家大学・ハノイ外国語大学・ハノイ貿易大学.	10
6-4-1 ハノイ国家大学.	11
6-4-2 ハノイ外国語大学.	15
6-4-3 ハノイ貿易大学.	19
6-5 その他の教育機関.	23
6-6 日本大使館への報告及び意見交換.	25
6-7 市場調査.	26
7. 隊員派遣に係る留意点.	27
7-1 隊員の活動に関するもの.	27
7-2 協力隊のシステムに関するもの.	28

<資料編>

資料1	ベトナムに係る協力隊派遣の経緯と今後の計画.	1
資料2	青年海外協力隊の派遣に関する交換公文（ベトナム）.	2
資料3	ベトナム概要.	11
資料4	大学関係資料.	12
資料5	ベトナム生活調査.	15
資料6	ベトナム（地図）.	17
資料7	ハノイ（地図）.	18

1. 調査目的

1-1 隊員配属予定機関の視察

(ハノイ国家大学、ハノイ外国語大学、ハノイ貿易大学等)

平成6年8月の青年海外協力隊の派遣に関する交換公文(Exchange of Note、以後E/Nとする)締結を受け、協力隊はベトナムに平成7年2月より日本語教師の短期緊急派遣隊員を、また平成7年7月から同じく日本語教師の一般隊員を派遣する予定となっている(ベトナムからの要請は当面日本語教師のみの予定である)。

今回の調査の第1の目的は、非公式に要請のあった機関(ハノイ国家大学、ハノイ外国語大学、ハノイ貿易大学等)を視察し、隊員を派遣するにふさわしい機関を選定、かつ適切な隊員を選考・派遣するためにその機関の現状を把握することにある。具体的には以下の点につき調査を行った。

- (1) どの機関が協力隊派遣にふさわしい機関なのか。
- (2) 各機関の日本語教育の現状はどうなっているのか。
- (3) 隊員の期待されている業務内容はどのようなものか。

1-2 要請の取付け(教育訓練省)

内々に要請があるとはいえ、ベトナム側より公式な要請はまだあがっていない。そこで、第2の目的としては、協力隊派遣に必要な公式要請の取り付けがある。

1-3 現況調査(手当の検討、住居視察)

隊員を派遣するに当たり、隊員の海外手当を決定する資料を収集し、また、隊員の住居等の生活環境を把握する必要がある。このような現地の現況調査が今回の調査の第3の目的である。

2. 調査団構成

総括	小宮 英夫 (青年海外協力隊事務局派遣第一課長)
日本語教育	佐久間勝彦 (青年海外協力隊事務局日本語技術顧問)
要請調査	森戸 規子 (日本語専門家)
業務調整	足立佳菜子 (青年海外協力隊事務局派遣第一課職員)

3. 調査日程 (10月29日～11月22日)

10月29日(土) 東京発ハノイ着 (佐久間、森戸)

10月30日(日) クアラルンプール発ハノイ着 (小宮、足立)

10月31日(月)

9:00 外務省表敬訪問

(グエン・ダン・クアン北東アジア局長、グエン・ミン・ハー北東アジア局専門官、佐久間技術顧問、森戸専門家、小宮派遣第一課長、足立職員、佐々木2等書記官)

14:00 教育訓練省表敬訪問

(トラン・クワン・ニー次官、ブイ・コン・トー国際関係局次長、グエン・シュアン・ダウ国際関係局専門家、日本側4名)

15:45 国家計画委員会表敬訪問

(デュエン・ドウ・ウン対外援助局長、日本側4名)

11月 1日(火)

9:00 ハノイ国家大学視察

(ダン・ウン・ヴァン副学長、グエン・ドアン・フー国際関係学部長、レ・グアン・ティエム文学部学部長、グエン・チ・ヴィエ・タイン日本語教師、日本側4名)

14:00 ハノイ国家大学日本語クラス視察、日本語教師との打ち合わせ

(タイン日本語教師、佐久間、森戸)

14:00 物価調査 (小宮、足立)

11月 2日(水)

9:00 ハノイ外国語大学視察

(グエン・ヴァン・ドゥ国際関係学部長、ファン・フン・ラン日本語教師、日本側4名)

14:00 ハノイ外国語大学日本語クラス視察、日本語教師との打ち合わせ

(ラン日本語教師、佐久間、森戸)

14:00 住居視察 (小宮、足立)

17:30 ハノイ外国語大学にて懇親会

(ハー・デイン・ファト副学長、ラン教師、日本側4名)

11月 3日(木)

9:00 ハノイ貿易大学視察

(グエン・チ・モー副学長、チャン・ヴィエト・ズー国際関係主任、チャン・ソン日本語教師、日本側4名)

15:00 岡島UNボランティアとの面談 (小宮、佐久間、森戸、足立)

11月 4日 (金)

- 9:40 日本大使館にて中間報告
(小倉大使、古屋公使、佐々木二等書記官、宮崎二等書記官、有馬三等書記官、小宮、佐久間、森戸、足立)
- 17:00 教育訓練省にて調査報告
(ニ一次官、ト一国際関係局次長、日本側4名)
- 18:00 教育訓練省との懇親会
(ニ一次官、ト一国際協力局次長、ダウ国際関係局専門家、通訳、日本側4名)

11月 5日 (土) ハノイ発佐久間 (11月6日東京着)

- 11月 6日 (日) ハノイ発ヴィエンチャン着 (小宮、足立)
ハノイ発ホー・チミン着 (森戸)
以下、森戸団員のための調査となる。

11月 7日 (月)

- 10:00 総領事館表敬訪問 (小野副領事)
- 16:00 日越文化協会訪問
- 17:30 ホー・チミン市総合大学外国語センター視察
日本語クラス視察

11月 8日 (火)

- 8:00 南学日本語クラス視察
- 14:00 ホー・チミン市開放大学視察
- 17:30 ホー・チミン市総合大学外国語センター視察
日本語クラス視察

11月 9日 (水)

- 8:30 ホー・チミン市総合大学東洋学科日本語クラス視察
- 14:00 ホー・チミン市開放大学視察
南アジア学科スタッフとの打ち合わせ
- 15:30 東遊日本語学校視察
日本語クラス視察
日本語教師との打ち合わせ

11月10日 (木)

- 13:30 ニッコー (NICCO) 日本語学校視察
日本語教師との打ち合わせ
- 15:30 ホー・チミン外国語師範大学視察

- 17:30 ベトナム日本文化センター
日本語クラス視察
日本語教師との打ち合わせ

11月11日(金)

- 7:30 ホー・チミン市総合大学東洋学科
日本語クラス視察
- 14:00 ホー・チミン市教育局視察
- 16:00 総領事館報告
- 17:45 青年団日本語学校視察
日本語教師との打ち合わせ
日本語クラス視察

11月12日(土)

- 7:30 ホー・チミン開放大学・日本語クラス視察
- 16:30 ホー・チミン発ハノイ着

11月13日(日) 資料整理

11月14日(月)

- 17:15 千駄ヶ谷日本語センター視察
林所長との打ち合わせ
日本語クラス視察

11月15日(火)

- 8:30 ハノイ国家大学視察
日本語クラス視察
日本語教師との打ち合わせ(タイン日本語教師)
- 11:00 日越文化交流協会視察
日本語教師との打ち合わせ
- 16:00 教育訓練省訪問(ト一国際関係局次長)
- 17:30 日越文化交流協会視察
日本語クラス視察
- 21:30 ゲスト・ハウス視察

11月16日(水)

- 9:00 ハノイ国家大学視察・日本語クラス視察
- 17:00 ドン・ドー日本語センター視察・日本語クラス視察
日本語教師との打ち合わせ
(ゲン・ヴァン・ハオ所長兼日本語教師)
- 19:30 赤旗ハノイ支局訪問(木谷八士)

11月17日(木)

8:00 ハノイ貿易大学視察
日本語クラス視察
日本語教師との打ち合わせ
(ソン日本語教師、岡島日本語教師)

17:30 ハノイ工科大学視察
日本語クラス視察
日本語教師との打ち合わせ
(石井宏日本語教師、グエン・フォン・ハー日本語教師)

11月18日(金)

7:30 ハノイ外国語大学視察
日本語クラス視察
日本語教師との打ち合わせ
(ギエン・ヴィエト・フォン日本語教師)

13:30 日本大使館報告

11月19日(土)

9:45 JAVITECHS日本語クラス視察
午後 資料整理

11月20日(日)

9:00 ハノイ貿易大学・佐藤日本語教師との打ち合わせ

14:00 ハノイ外国語大学・奥谷日本語教師との打ち合わせ

11月21日(月) ハノイ発

11月22日(火) 東京着

4. 主要面談者

外務省：グエン・ダン・クアン北東アジア局長、グエン・ミン・ハー北東アジア局専門官

教育訓練省：トラン・クアン・ニー次官、ブイ・コン・トー国際関係局次長

国家計画委員会：デュエン・ドゥ・ウン対外援助局長

ハノイ国家大学：ダン・ウン・ヴァン副学長、レ・グアン・ティエム文学部長、
グエン・チ・ヴィエ・タイン日本語教師

ハノイ外国語大学：ハー・ディン・ファト副学長、グエン・ヴァン・ドゥ国際関係学部長、
ファン・フン・ラン日本語教師

ハノイ貿易大学：グエン・チ・モー副学長、チャン・ヴィエト・ズー国際関係主任、
チャン・ソン日本語教師

日本大使館：小倉和夫大使、古屋昭彦公使、佐々木隆宏二等書記官

日本総領事館：小野益央副領事

5. 調査結果概要

5-1 隊員配属予定機関

1. ヴィエトナム側（今回調査したハノイ国家大学、ハノイ外国語大学、ハノイ貿易大学）の日本語教師隊員を要請する意向を確認した。要請理由は以下の通り。

- 1) 日本語教師が不足している。
- 2) 日本人日本語教師を通して日本文化（日本人の心、考え方等）を学びたい。

2. 調査を行った3大学は、大学毎にそれぞれ事情が異なる印象を受けたが、共通の問題点としては下記のようなものがある。

1) 日本語教育関係者の横の連絡の不足

ヴィエトナムでは日本の民間団体や日本人ボランティアが先行して日本語教育を実施しているが、ヴィエトナム人の日本語教育関係者を含め日本語教師間の横の連絡や指導方法の統一性がなく、個々の教師がバラバラにそれぞれのやり方で日本語教育を行っている。

2) 協力隊についての理解

待遇などに関して他のボランティアと同一視している面が伺え、協力隊についての理解が必ずしも十分とはいえない。詳細については「7-2 協力隊のシステムに関するもの」で述べる。

3. 教育訓練省、各大学とも協力隊の受け入れには積極的であると同時に慎重であるので、まずは実績をあげ、協力隊活動に対するヴィエトナム側の理解を深め

てもらい、信頼関係を築いてから徐々に派遣数を増やしていくのが適当と思われた。

4. 今後の隊員活動方針

1) 初級クラスを丁寧に教える。

- ・多くのベトナム人教師は本務以外の仕事にも追われる状況にあり、概して教室での日本語教授にあまり熱心ではない。隊員が1回1回の授業を十分に準備して丁寧に行うことは、特に初級の段階でかなり意味のあることだと思われる。
- ・現在大学の授業で使用されている主教材は千駄ヶ谷日本語学校の「わかる日本語」がほとんどである。また教室では絵教材・写真などの副教材は全く用いられておらず、練習時のペアワークやコミュニケーションゲームなども皆無である。よって主教材を補強するために副教材をうまく用いて授業に幅を持たせれば、特に初級では教育効果をかなり期待できる。しかし活動開始当初は日本語教材・参考書・参考資料等が不足している現状を念頭に入れ、数少ない教材を工夫して授業に使用する必要がある。

2) 人間関係に注意する。

ほとんどの国がそうであるように、ベトナムでも個々の機関が個々に日本語教育を行っている感があり、国としての日本語教育に対する方針は確立されていないようである。ベトナム人教師は、生活のため（それ以外の目的もあるかもしれないが）それらのいろいろな機関と関係を持っている場合が多く、人と機関の関係、また機関相互の関係を適確に認識することが困難な上、その関係が変化する可能性もある。

したがって隊員は特定の教師に特別に協力することは避け、一定の距離をおいて授業中心の活動を進める。

3) 協力隊事務局と協力隊員の連絡を密に行う。

今回の調査ではベトナムの社会構造やベトナムの行動様式など見えてこない部分が多く、それらは見えないだけでなく変化しつつあるようである。このような不安定期のベトナムでの協力隊活動を成功させるためには、隊員個人の活動に任せるのではなく、事務局が隊員からの情報を収集・フィードバックし、柔軟に協力活動の方針を決定していくことが必要である。また大使館を中心にベトナムにおける日本語教育の全体構想が練られる中で、協力隊の役割について事務局と隊員が連絡を密にし、統一した協力方針を模索していくことが重要である。そうすることによって隊員は安心して活動でき、またベトナム側の協

力隊に対する信頼も得られるであろう。

5-2 要請の取付け

ベトナムは、協力隊派遣は初めてであるので、協力隊に対する理解は十分とはいえませんが、今回の交渉で大筋では理解を得、要請を取り付ける段階に至った。大学側はブルーシートの記入を終え、教育訓練省に提出済みであり、要請が近々正式ルートで大使館に提出されるものと思われる。

しかし、住居の問題等、今後更に詰める必要のあるものも少なからずある。この点については、後に詳細を記す。

5-3 現況調査（手当の検討、住居視察）

海外手当については、生活に必要なものは現地でほぼ手に入り、物質的には問題はないものと思われるが、外国人受け入れに慎重な風潮、外国人料金等があり、それが隊員のストレスを増す原因になりうると考えられるので、手当の多少の上乗せはストレス発散のために必要かと考えられ、1ヵ月の手当としては400USドルが適当と考えられる。手当設定額の詳細は資料5の通り。

6. 調査結果報告

6-1 外務省

まず、小宮派遣第一課長より、E/Nが平成6年8月に締結されたことを受け、協力隊としては、越側より内々に要請のあった日本語教師を早期に派遣する用意のあり、今回はその事前調査である旨を説明。それに対し、クアン北東アジア局長より、下記のような説明があった。

- 1) 両国政府の合意に基づいた協力隊の派遣を歓迎する。協力隊受け入れで日越間の人的交流が深まることを期待する。
- 2) 協力隊の受け入れは初めてであり、受け入れ条件が分からないので、各大学を視察し、条件を説明し、派遣可能であるか否か検討して頂きたい。
- 3) 外務省は協力隊の活動がスムーズに行われるよう監督する。

双方は当初は要請の強い日本語教師に限り派遣を行い、実績を上げてから分野を拡大して協力する、隊員だけでなく、関係者の交流も図っていくということで意見が一致した。

また、佐々木書記官より、小倉駐越大使は日本語教育に対する協力は国際交流基金も含めた総合的な形で考えていること、将来は農村開発の分野でも、無償協力、協力隊等を組み合わせた総合的な協力をしたいとの考えを持っている旨説明があった。

6-2 教育訓練省

教育訓練省では外務省で行なった概要説明に加え、協力隊派遣に向けた具体的な協議を行なった。

まずは要請の強いハノイ国家大学、ハノイ外国語大学、ハノイ貿易大学の3大学に日本語教師隊員を派遣することは確認できたが、協力隊の派遣システムについては十分に理解されていない部分があり、今後再確認する必要がある。

越側の要求としては下記のものが出された。

- 1) 越国は専門家の派遣を望むが、教師のレベルについては、各大学調査の際に話し合っ決めて。
- 2) 社会的な常識のある人を望む。
- 3) 各大学から提出された要請に基づいて日本で選考した後、候補生の履歴書を送付してほしい。履歴書を見て受け入れるか否かの確認をし、ビザを発給する。
- 4) 各派遣に際しては、両国で覚書を取り交わして、双方の役割をはっきりさせたい。^{註1}

^{註1} 越国教育訓練省は現在フランス人、アメリカ人等の民間ボランティア教師を既に受け入れており、その際には個々に覚書を取り交わしている（要請とは異なった人が派遣され、対応に苦慮した経験から覚書を取り交わすようになったとのことであった）。

1)～3)は、協力隊のシステムに照らし合わせても問題ないが、4)については、協力隊はE/Nに基づく派遣であり、E/Nに両国政府の役割が明記されているので、個々の派遣に対し覚書を取り交わさない旨説明した。

E/Nに基づいて派遣されるのは協力隊が初めてであり、当初、個人契約の形をとっている他のボランティアとの相違が理解されていないようであった。当方の説明によってどの程度理解されたか分からないが、最終的には、協力隊についてはE/Nがあるので覚書は必要無いとの了解を教育訓練省から得ることができた。

6-3 国家計画委員会

外務省で行なったのと同様の概要説明を行なった。将来的には農村開発の分野にも派遣を検討する点に言及すると、農村開発も重要だが、越国の農村は生活基盤が整っておらず、外国のボランティアが生活するには難しい状況であるので、農村開発よりは職業訓練、保健衛生の分野での協力を望むとの意見が出た。

6-4 ハノイ国家大学・ハノイ外国語大学・ハノイ貿易大学

内々に日本語教師の要請のあった上記3大学に対しては協力隊について具体的な説明を下記の通り行った。

1) 協力隊とは

協力隊員はある程度の専門を持っているが、専門家とは異なり、指導するというよりは任地の人と共に働き、同じように生活し、お互いの理解と友好を深めるところにその目的がある。従って隊員は自分のやり方を押し付けることなく、任地のやり方を尊重するように指導されている。

2) E/Nによる両国の責任

3大学とも協力隊受け入れは初めてであり、協力隊受け入れのための条件について明確でないため不安がある。そのため小宮派遣第一課長が日越双方の責任分担はE/Nに明記してあり、下記の通りとなっている旨説明した。

- ・ ヴィエトナム：無料の住居提供、免税措置、簡単な医療の無料提供
- ・ 日本：旅費、隊員の生活費、重病・死亡の場合のケア等

3) 協力隊の派遣システム

募集・選考・訓練・派遣という協力隊のシステムを説明の上、隊員派遣には公式要請が必要であることを特に強調した。

協力隊としては、ヴィエトナム側の要請にできるだけ早く応えるために、隊員経験のある短期緊急派遣隊員を早い時期に、また一般隊員を平成7年7月に派遣

できるよう態勢を整えている。しかし隊員の派遣にはベトナムからの公式要請が必要であり、短期緊急派遣隊員用と一般隊員用の公式要請が必要である旨説明した。

以下では、各大学における調査結果の詳細を述べる。(数字等は大学側の発表によるものである。)

6-4-1 ハノイ国家大学^{注2} (市の中心より7km)

1. 大学概要

- ・学生数12,000、14学科(ベトナム語学科含む)のハノイ最大の大学である。
- ・5つの日本の大学を含め、40の外国機関と関係があり、日本からも40人程度の留学生が来ている。
- ・外国人教師：
ロシア語、中国語、フランス語(2人)、英語、朝鮮語(2人)の各言語を教えている。

2. 住居

大学の一番の問題は予算であり、政府の予算、外国からの援助を合わせても不足している。従って、大学で協力隊員の住居を無料提供するのは困難である。(他国からのボランティアは住居費を派遣機関が負担している旨、説明を受けた。) 物件としては、教育訓練省の外国人用宿舎(360\$/月)がある。(ちなみに民間の住宅(1DK,100平方メートル程度)は700~800\$/月との話であった。)

住居について、当方が隊員への無料の住居提供はE/Nに明記されていることを強調すると、大学側は、教育訓練省と交渉してみると述べ、即答を避けた。

3. 謝金

他のボランティアにはベトナム人教師と同じ給料を支払っており、隊員にも支払う用意がある。(当方は、隊員の生活費はE/Nに基づき日本側が責任を持つので、協力隊には謝金は必要ないと説明した。)

4. 日本語教育(文学部アジア太平洋学科日本語・文化・言語コース)

1) 概略

1993年9月に開設され、現在は3、4年生のみ日本語のクラスがある。来年より

^{注2} 国家大学は教育訓練省の管轄ではなく、省庁と対等の立場にあるということである。

1年生から日本語クラスを導入する計画である。

(学生数) 3年生 13名

4年生 25名

(学習時間) 3年生 週12時間

4年生 週16時間

(教師) ヴィエトナム人教師 3名

日本人教師 2名

(その他企業留学生在が週1回、日本文化を紹介する単位外の補講クラスを教えている。)

*ヴィエトナム人教師

・タイン先生 (写真参照)

日本語教育の全体に責任を持つヴィエトナム人日本語教師。専門は言語学であり、言語学の講義と掛け持ちで日本語を教えている。多忙な中、専門外の日本語を丁寧に教えているが、彼女自身まだ日本語力が十分でないので、今後の日本語クラスの充実のためには、彼女を助けながらきちんと日本語教育のできる人が必要である。

・他のヴィエトナム人教師

貿易大学などと兼務している非常勤講師。

*日本人教師

ヴィエトナム在中のビジネスマン佐藤氏の夫人 (約1年勤務) と元日本大学英語教授で個人ボランティアの大森氏 (約3ヵ月勤務) の2名。ともに熱心ではあるが、日本語教授法を学んではいない。

2) 教師の連絡会

定期的には行っていないが、教師数が少ないため最低限の連絡がとれているといった状態である。

3) 設備

教師控室なし。(現在は文学部の事務室を使用しているが、日本語教師以外の教師と兼用)

ラボ設備、参考書・参考教材等なし。

視察した教室は電気(電灯)・コンセントはなく、黒板は古く見づらい(写真参照)。

4) 今後の教育方針

日本語だけでなく日本の文化・歴史・文学、日本事情を教え、広く日本を理解できるようにする。

5) 協力隊に対する要請

協力隊員には、日本語教育を通じて日本の文化、日本事情を教えてもらいたいが、まずは日本語を最優先する（当方より、隊員は日本語教育を専門にしているが、日本研究の専門家ではない旨説明）。

6) 所感

上で述べたように日本語教育の環境は決してよいとはいえない状況であるが、参観した日本語の授業自体は要請のある3大学の中で一番丁寧に行われている印象を受けた。将来に向けて少しずつ教育環境を整備していくことが必要であり、またそれが可能な大学と思われる。

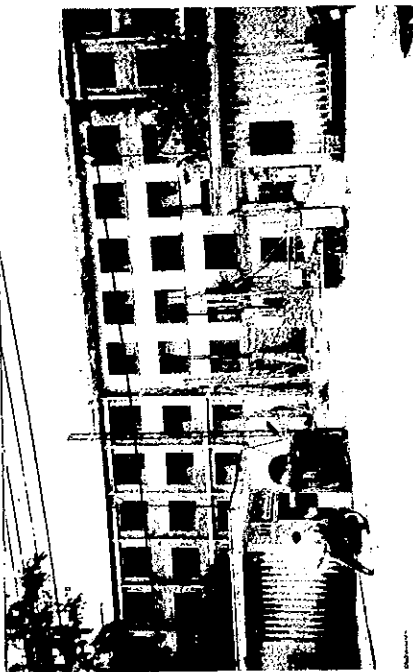
学生に関して言えば、勉強熱心であり他の2大学の2年生に劣らない。しかし、2年間で学習した日本語を今後どう生かしていけるのか等、将来に対して不安を持っている学生が特に4年生の優秀な学生に多いように感じられた。

7) 求められる隊員像と望ましい協力隊活動

- ・要請によれば、日本語教師の経験があり、日本の文学・歴史・文化に明るい、成熟した人が望ましい。
- ・初級の授業を丁寧に行う。
- ・タイン先生との話し合いを密にする。
- ・タイン先生とともに年間日本語授業計画を立てる。
- ・タイン先生とともに中級以上の日本語クラス内容について計画を立てる。

*なお、ハノイ国家大学には文学部の他に東方学科においても日本語クラスがあるとのことであったが、対談した副学長及び対外局の職員はその内容については良く知らない様子であった。

<ハノイ国家大学>



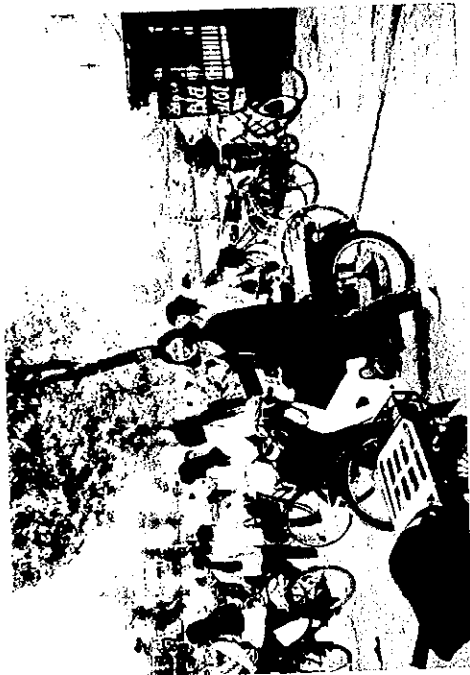
正門 (校舎改装工事中)



授業風景 (タイン先生)



コピーセンター (正門横)



タイン先生

6-4-2 ハノイ外国語大学 (市の中心より8 km)

1. 大学概要

- ・学生数5,000、全国にある30の付属センターを合わせると学生数10,000以上。
- ・通訳・翻訳の専門家を育成するベトナム唯一の機関である。
- ・主専攻となる外国語としては、日本語、英語など6言語、副専攻は10言語。
- ・第1、第2外国語を学ぶ4年間のコース、2つの第1外国語、1つの第3外国語を学ぶ5年間のコース、修士、博士課程がある。
- ・ベトナム語センターあり、外国人のベトナム語研修可能。
- ・30カ国、40大学と交流がある。
- ・外国人教師：外国人ボランティア教師が週11～15h教えている。

2. 住居

大学は外国人用のゲストハウスを所有しており、住居確保の点では問題無いが、このゲストハウスは住居費として1日5～10\$ (光熱費含む。また、国際電話、FAXは別料金だが、通常より60%程度低額である) が求められる。

交渉の結果、協力隊に対しては謝金は必要ない代わりに、大学側が一部住居費を負担し、低額の住居費を設定することを検討するとの理解を得ることができた。しかし、どの程度の住居費になるかは結論が出ず、今後更に交渉する必要がある。

3. 謝金

大学側は、外国人ボランティア教師に15\$/月程度の謝金を支払っている (当方より、謝金は不要である旨説明)。

4. 日本語教育 (日本語科)

1) 概略

1993年9月より日本語主専攻の学生が日本語学習を始めた。それ以前は英語主専攻の学生が副専攻で日本語を学習したり、大学院生・他科目教師などの教養として日本語クラスがあった。日本語専攻は近年人気があり、特に本年度は日本語主専攻の学生が入学試験でトップの成績をとっているとのこと。

(学生数) 1年生 A 24名、B 25名、計49名

2年生 19名

3年生、4年生、特殊クラスは学生数不明

(学習時間) 1・2年生 週20時間

(教師) ベトナム人教師 5名

日本人教師 2名

* ヴィエトナム人教師

・フォン主任

国際交流基金の教材作成プログラムで半年間日本で活動し、11月に帰国したばかりである。日本滞在中に、交流基金「日本語中級I」他様々な教材を参考にしたヴィエトナム人向け中級教材の作成を終え、現在出版のための助成金を待っている。

・日本語が堪能な教師はフォン主任の他2名。

・他のヴィエトナム人教師

残り2名中1名は日本留学から帰国したばかりの女性で、10月より教壇に立っている。教師経験・日本語力ともにまだ乏しいが、熱心に教えていた。

残り1名は事務職だが人手が足りないため教壇に立っている。

* 日本人教師

日越文化交流協会の教師2名が非常勤講師として週2～3回教えている。彼等は日本語教育の専門家ではないが経験はある。

2) 教師の連絡会

週1回行われているとの話であるが、今回の調査では確認できなかった。

3) 設備

教師室あり。

ラボ設備あり、ただし日本語科はあまり使用できないとのこと。

交流基金から送られた教材、ヴィエトナムで作成された辞書教材などが少しではあるが手の届くところにある。

4) 今後の教育方針

通訳・翻訳の専門家を養成することが大学の主たる目的であり、日本語専攻においても日本語学習が中心となる。次年度より日本文学・文学史などの科目も設置して日本語に関する学習内容の充実を図る。

5) 協力隊に対する要請

協力隊員には日本文学・文学史、文法を教え、また資料を提供して教科書編成を手伝ってほしい。(当方より、隊員は日本語教育を専門にしているが日本文学の専門家ではない旨説明)

6) 所感

フォン主任・ロン先生は日本語力及び教育技術があり、教材作成に熱心である。しかし教育現場を十分大切にする状況にないように思われ、教師間の連絡・協力の体制もあまり取られていないように感じた。

学生は熱心に勉強していたが、3大学の中では、時間数の割には伸びが遅いように感じられた。特に文法・会話が弱いように思われた。ただし、これは短期間の視察で得た印象である。また、学生の目的意識が他の2大学と比べ多少希薄であり、全体的にのんびりした雰囲気であった。

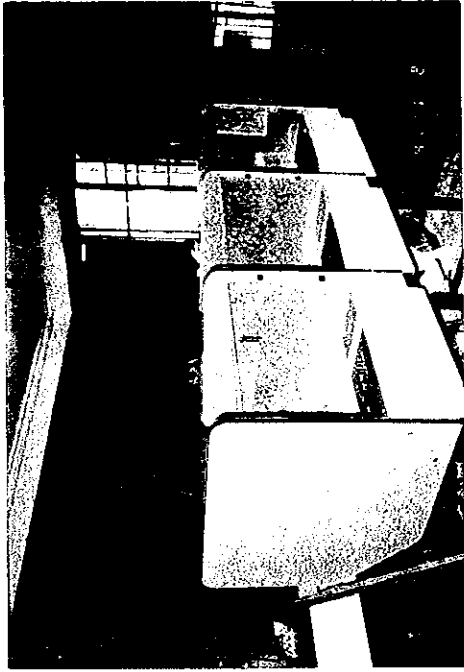
7) 求められる隊員像と望ましい協力隊活動

- ・要請によれば、日本語教師の経験があり、日本文学に明るい人が望ましい。
- ・与えられたクラスで丁寧かつ実践的に授業を行う。
- ・1週間の時間数が多くなることが予想されるので、学生が興味をもって学習できるよう工夫する。
- ・教材作成にあまり深く関わらず、授業の充実に尽くす。

<ハノイ外国語大学>



外国語大学校内



ラボ



授業風景



教師用控室

6-4-3 ハノイ貿易大学 (市の中心より7km)

1. 大学概要

- ・貿易を中心とするビジネスに携わる人材を育成している大学で学生数2,000、18学科。ホーチミンにも分校がある。ビジネス関係の通訳養成に重点をおいている。
- ・外国人教師：アメリカ人3名、ベルギー人1名、中国人2名
- ・大学には診療室があり、無料診察可能。

2. 住居：大学の寮を無料で提供する。

3. 謝金：50\$ / 月を支払う (当方より、謝金は必要無い旨説明)。

4. 日本語教育

1) 概要

この大学では1962年に語学教育が始まっているが、日本語教育の開始時期については定かではない。ただし現在の5年生 (上級のクラス) は12回目のクラスで初級のクラスは30回目前後である。

授業は、正規入学の奨学生のクラスが午前中に行われ、午後・夜間には入試には落ちたが勉強したい学生のクラスが行われている (有料)。正規の学生は優秀であれば、5年間でカリキュラムを修了し、正規でない学生は正規の学生の4年分を4年半ほどかけて行う (それでも修了しない場合もある)。授業内容や卒業については、正規とそうでない学生の間にそれほど大きな差異はないようである。

(学生数)	1年生	33名
	2年生	30名
	3年生	29名
	4年生A	21名
	B	17名
	5年生	29名
	正規外	33名

*他にもクラスがあるのではないと思われるが定かではない。

(学習時間)	1~2年生	週 9時間
	3~4年生	週12時間
	5年生	週15時間

(教師)	ヴェトナム人教師	6名 (内常勤4名)
	日本人教師	2名

*ヴェトナム人教師

- ・ソン主任（写真参照）

文法はかなり正確だが、口頭表現は苦手のような。

- ・ハー先生（女性）（写真参照）

文法・会話ともに強い。

- ・ハオ先生

口頭表現には強いが文章表現は苦手のような。

- ・その他のヴェトナム人教師

常勤講師が上記3名の他に1名いる。常勤講師は休講が多いようである。

非常勤講師が2名おり、1名の授業を視察したが、教授技術のレベルは高くない。

*日本人教師

ハノイ国家大学と兼務している佐藤夫人と国連ボランティアで市場調査専門の岡島氏（写真参照）がボランティアで教えている。

2) 教師の連絡会

1学期に1回、学期前の打ち合わせが行われている。

個々の連絡は教師室の黒板を使って行うとの話であったが、今回の調査では確認できなかった。

3) 設備

日本語教師の控室（テーブル、黒板あり）がある。（写真参照）

控室の目に見える範囲には参考教材・辞書・資料の類は全くなく、その所在については回答は得られなかった。

ラボ設備・ビデオルームという話である。

4) 今後の教育方針

ソン主任によれば、これまでは1. 通訳・翻訳などをこなせる人材の育成を目的とした日本語教育、2. 貿易・ビジネスに役立つ日本語教育を並立してきたが、今後は2. により重点を置いていく。よって、科目としても一般の日本語クラスだけでなく経済・貿易関係の用語や文章を学ぶ科目を創設していく。

5) 協力隊に対する要請

- ・隊員には、授業の他に教科書編集、教授法指導なども行ってほしい。

- ・隊員は日本語教育だけでなく、経済等の知識がある人が望ましい。（当方より、

日本語教師の資格を持ち、かつ経済の知識のある隊員の確保は困難であり、最初は日本語教師、学生のレベルが向上した後に経済専門の隊員を派遣することを提案した。）

- ・50歳以下の隊員が望ましい（当方より、隊員は20～39歳である旨説明）。

6) 所感

ヴェトナムの日本語教育において最も伝統ある大学であり、レベルも高いとのことであるが、日本語教育の教授法、教科書、教師間の連絡・協力などについて、他の2大学より高い水準にあるという印象は受けなかった。しかしヴェトナム滞在中に会ったヴェトナム人教師の中で実力のありそうな教師が貿易大学にいるという印象を受けた。しかし彼等は大変多忙な様子で、大学の授業や日本語教育の改善のために全力を投入しているとはあまり感じられなかった。

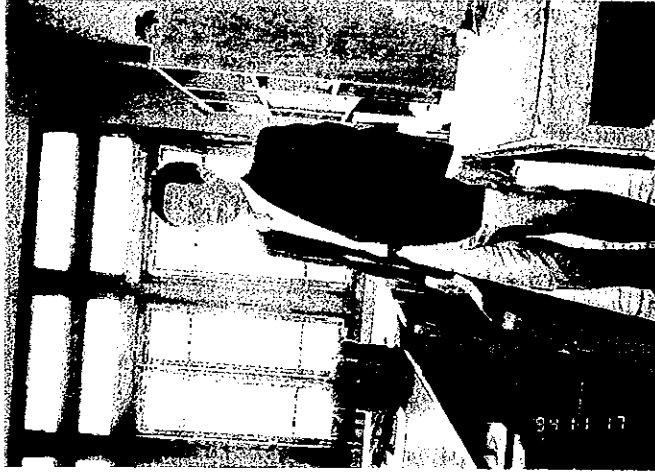
話を聞いた限りでは、教師間の連絡や協力は3大学中最も少ない。

学生は大変熱心であり、夜間の日本語センターのクラスでも貿易大学の学生が多い。彼等は有名大学で学ぶ優秀な学生であることに誇りを持っているようであった。

7) 求められる隊員像と望ましい協力隊活動

- ・要請によれば、日本語教師の経験のある人。可能であれば、経済・貿易の知識のある人が望ましい。（学科長によれば25歳以上の方が望ましい。）
- ・初級クラスの教師の教授技術レベルが高くないようなので、特に初級クラスを丁寧に教える。
- ・ヴェトナム人教師と良好な人間関係を築く必要はあるが、特定の教師と特別な関係をもつことは好ましくなく、一定の距離を置いて授業中心の活動を心掛ける。

<ハノイ貿易大学>



ソン日本語主任



教師用控室



授業風景 (岡島国連ボランティア)



授業風景 (ハー先生)

6-5 その他の日本語教育機関

ベトナムにおける日本語教育の現状と今後の要請の可能性について調査するため、前述の3大学の他にハノイ、ホーチミンの日本語教育機関の調査を行った。

1. ハノイ

1) 大学

- ・ハノイ工科大学

1994年1月に日本語科（単位外の試験的な日本語クラス）開設

- ・ハノイ外国語師範大学

現在日本語の授業はほとんど行われていないらしい。

- ・ハノイ開放大学

日本語クラスがあるようだが、今回は調査していない。

2) 日本語学校・日本語センター

- ・千駄ヶ谷日本語研究所日本語教育センター（教育訓練省認可）

- ・日越交流協会・通称サクラ（教育訓練省共催）

- ・Dong Do日本語センター（教育訓練省認可）

貿易大学のハオ先生の日本語センターである。

2. ホーチミン

1) 大学

- ・ホーチミン市総合大学東洋学部日本語コース

1992年9月開設。

学生数：約450名

教師数：7名（ベトナム人6名、日本人1名）

内容：トアット主任の作成した計画に基づいて授業がなされているが、まだ不整備・不安定な要素が多い。

- ・ホーチミン開放大学東南アジア学部日本語クラス

1991年開設

学生数：約110名

教師数：5名（すべてベトナム人）

2) 夜間外国語センター

- ・ホーチミン市総合大学内外国語センター（運営母体不明）

開設年度不明

学生数：約150名

教師数：3名（すべてベトナム人）

3) 日本語学校

- ・ホーチミン市総合大学附属南学日本語学校（日越文化協会主催）

1991年9月開設

学生数：1年生 20名、2年生 20名

教師数：4名（ベトナム人1名、日本人3名）

主任は日本人である。

内容：一定の条件を満たした少数の学生に対して無料で初級から上級までの予備教育的な日本語教育を行っている。質はかなり高い。

- ・東遊日本語学校

1991年1月開設

学生数：約650名

教師数：ベトナム人教師6～7名

日本人教師6名（うち常勤4名）

主任は日本人であるが、ベトナム人の校長・副校長の日本語教育に対する発言権が大きい。

内容：有料で初級から中上級までの日本語教育を計画に基づいて行っている。レベルは南学よりは落ちる。

- ・ニッコー日本語学校（日本のNGO主催）

1992年3月開設

学生数：270名（資金不足で校舎を移転したため今年は学生数が減少した）

教師数：8名（ベトナム人6名、日本人2名）

- ・ベトナム日本文化センター・通称サクラ（運営母体不明。かつては日越文化交流協会）

開設年度不明

学生数：150名（内部の問題により一時的に学生数が減少している）

・青年団日本語学校（ヴェトナム共産党主催）

1989年開設

学生数：700名

教師数：7名（すべてヴェトナム人）

4) 総括

ホーチミンの日本語学習者はハノイに比べ数的には多いが、学習の目的は就職を有利にするためが多く、深く勉強する姿勢、また勉強させる姿勢は、南学日本語学校を除いては、ハノイよりも低い。また南学、東遊、総合大学を除いては日本語クラスの運営方針が確立されておらず、現在模索中という感じであった。

ホーチミン市は当面協力隊派遣の対象地にはなっていないが、状況が刻々と変化している時期なので今後定期的に調査し、要請が出た時に派遣できるよう準備しておく必要がある。

6-6 日本大使館への報告及び意見交換

まず、小宮派遣第一課長より下記のような説明を行なった。

1) 調査の目的：

E/N締結を受け、要請のある日本語教師を送るための事前調査である。

2) 中間報告：

各大学は日本語教師隊員派遣を熱望しているが、協力隊のシステムについての理解は不足している。

次に小倉大使と下記の点について意見を交換した。

1) 協力隊派遣について

大使は日本語教師隊員派遣はヴェトナムへの協力の入り口であるので、今後、日本語教師は増やさず、他分野に派遣できるように越国政府と交渉するとの考えを示された。

当方は、大使の意見を尊重しつつ、まずは要請のある日本語教育において成果を上げ、越国より信頼を得る必要があるとの見解を示した。そして、初めに経験のある人を短期緊急派遣して一般隊員派遣の基盤を整備し、10年、15年単位の協力隊活動を展開する必要性を感じている旨を述べた。

2) 越国における日本語教育について

大使は、日本語は現在ヴェトナムでは一種の流行のようになっているが、英語、露語、仏語、独語、中国語と比較して基盤が弱く裾野も狭いので、日本語を普及させるためには、交流基金の専門家、協力隊員、NGO等を戦略的に組み合わせる必要があるとの意見を述べられた。また、大学での日本語教育には

協力隊員よりも専門家の方が適していると思われる、との意見を述べられた。

当方が、ベトナムの日本語教育の現状では、専門家による高度な指導だけでなく、裾野を広げるような協力隊による活動も効果的であることを説明したところ、大使も理解を示された。

その他、大使館は基金の日本語センター設立に尽力する、それまで日本語教育について意見交換のできる委員会のようなものを大使館主催で運営することを検討してみたい等の意見交換を行なった。

6-7 市場調査

資料5「ベトナム生活調査」参照。

7. 隊員派遣に係る留意点

留意点としては、大きく分けて

1. 隊員の活動に関するもの
2. 協力隊のシステムに関するもの

の2点がある。以下ではこの2点について詳しく述べる。

7-1 隊員の活動に関するもの

1. 授業時間

現在ベトナムにおいてはどこの大学も日本語教師が不足している状態なので、隊員は慣れぬうちから授業を多く任される恐れがある。

隊員にも個人差があるので、あまり画一的に決める必要はないが、隊員に過度の負担がかからぬよう、12～15時間/週を大幅に越えないよう、越側に確認することが必要である。

2. ベトナム人教師との連携

協力隊の趣旨は「現地の人々と共に」というところにあり、日本語教師隊員の場合の「現地の人々」に当たるのはベトナム人の日本語教師と学生である。このうち学生については非常に熱心なので、共に教え、学ぶことに問題は無いと思われるが、教師については多忙でミーティング等の接触を図りにくい恐れがある。教師との連携が取れないようでは協力活動が教師の質の向上に寄与できなくなる恐れがある。従って、隊員派遣の際にはベトナム人教師との連携が必要な旨確認しておく必要がある（ベトナムの習慣からして難しいかもしれない）。

また上記「1. 授業時間」で述べたように、隊員に過度の負担がかかることを避けるためにも、ベトナム人教師と隊員が2人1組になって1つのクラスを教えることが理想である。

3. 日本の民間団体、個人ボランティア、国際交流基金の専門家との連携

ベトナムでは、日本の民間団体や個人ボランティアがそれぞれ独自のやり方で日本語教育を行なっている感があり、その中で協力隊の役割、位置付けを明確にすることは難しい状況にある。

このような状況において、隊員は自分のやり方を押し付けるのではなく、ベトナム人教師を含め他の日本語教師と共にベトナムの日本語教育を良い方向にもって行こうと努力する姿勢を保つことが重要である。その際、本年度中に派遣が予定されている国際交流基金の専門家の指導を仰ぎ、連携協力することが望ましい。

4. 中立的立場の保持

前述の通り、日本語教育に対するヴィエトナム側の統一的な方向性といったものは感じられず、教育訓練省内、各大学内でも意見の食い違いが見られることから、隊員はこれらに巻き込まれないよう、中立的立場を保つことが必要である。

7-2 協力隊のシステムに関するもの

教育訓練省を始め各機関とも協力隊の受け入れに対しては積極的であるが、協力隊受け入れは初めてであるため、日越両国の責任分担、手続き等において、越国の理解が不十分な部分があるので、下記の点について更なる確認が必要である。

1. 越側の要請システム

どこの省が要請を取りまとめて日本側に提出するか、越側では定かではないようである。(教育訓練省は大学からの要請を直接日本側に提出する様子であるし、ハノイ国家大学は教育訓練省の管轄に入らず、独自に要請を出してくる可能性もある。)

今後他分野にも派遣することを考えると、外務省が越国の要請を取りまとめるよう、越側(各大学、教育訓練省、外務省等)に確認する必要がある。大使館にこの旨説明し、大使館を通して調整してもらうことを依頼し、了解を得た。

2. 住居

物件としては、教育訓練省の寮や各大学の寮の手配が可能であるようで問題は無いが、E/Nに明記されている越国の住居無料提供は、各大学の予算状況から見て難しいところもある(貿易大学のみは住居の無料提供可能)。

越側は、他国ボランティアは住居費を負担していることを理由に協力隊にも負担を求めるが、E/Nを基に原則無料、少なくとも越側一部負担として越側が誠意を見せるよう、交渉を続ける必要がある。

しかし、住居の無償提供が協力隊派遣の絶対条件だと考え、住居が無償提供できないが故に要請はできないと受け取られるのも問題であるので注意する必要がある。最終的にはどちらがいくらずつ負担するか、明確にしておくことが望ましい。あいまいにしておく、後々誤解を招く恐れがある。

3. 謝金

E/Nには隊員の生活費は協力隊事務局負担と明記されているが、外国人教師には謝金を支払っているケースが多いため、隊員にも同様の謝金を払うつもりでいる大学が多い。隊員受け入れに際し、配属機関が負担しなければならないのは活動に必要な教材等の資機材の他、住居費と簡単な医療費(重病・死亡の場合は日本政府で責

任を持つ)であることをはっきり確認しておく必要がある。

4. 短期緊急派遣と一般派遣

協力隊としては来年2月頃に任期1年未満の短期緊急派遣隊員(一般隊員が赴任する前に協力活動を通じ、協力隊への相手側の理解を深めると同時に、越国における日本語教育について追加調査を行う)、7月に一般隊員を送る予定である。このことについて一応の説明は越側に行ったが、下記の点で確認が必要である。

- ・公式要請は短期緊急、一般の2部必要である。
- ・一般隊員の派遣については、要請を取りまとめ、全国に希望者を募集し、選考、訓練(3ヵ月)して派遣するので、通常、要請が提出されてから隊員が派遣されるまで1年程度の時間がかかる。
- ・一般隊員は派遣後1ヶ月間現地語学訓練を行い、その後も言語習得に努めると共に新しい環境に慣れるように努めるが、赴任直後から円滑な授業を実施することは難しい。

5. ヴィエトナム人教師の日本への派遣

協力隊では派遣前に語学を中心とした訓練を行なっているが、その際隊員にヴィエトナム語を教授する教師が必要である。可能ならば、外国人にヴィエトナム語を教えることについて定評のあるプログラムを持つハノイ国家大学などと契約を結び、ヴィエトナム語の教師を継続的に日本に派遣してもらうようにする。

6. 現地語学訓練

協力隊では着任後1ヵ月間は現地語学訓練を行う。その場所、教師等の確保が必要である。ただし、最初の一般隊員が赴任するのは7月中旬であり、大学は夏期休暇に入っているため、事情を説明し、休暇中でも訓練が行なわれるよう交渉する必要がある。また、前記5.との関係もあり、派遣前語学訓練の教師派遣と現地語学訓練の実施機関は同一であることが望ましい。

7. その他

短期緊急隊員派遣に先駆け、1月に調整員を派遣し、隊員受け入れの環境を整備する。

<資料編>

＜ヴェトナムに係る協力隊派遣の経緯と今後の計画＞

1. 協力隊派遣に至る経緯

- H3.3.15-18 ヴィエトナム・教育分野プロジェクト形成調査団
(外務省、JICA企画部地域第一課等)
日本語教育分野への協力隊派遣の可能性を検討する旨回答。
- H5.5 ヴィエトナム外務省より協力隊派遣を希望する旨の公電受信。
- H5.11.26-12.10 JOCV事前調査団
ヴィエトナム外務省を初め各機関が日本語教育分野への協力隊派遣の受け入れ希望を表明、日本語教師隊員派遣の必要性を確認。
- H6.4 協力隊派遣取極に係る交渉開始。
- H6.8.25 派遣取極署名
署名者 日本側 小倉大使
越 側 ヴーコアン外務次官
- H6.10.29-11.22 JOCV要請背景調査団
ハノイ国家大学、ハノイ外国語大学、ハノイ貿易大学より日本語教師派遣要請確認。

2. 今後の派遣計画

- H7.1下旬 協力隊調整員派遣
- H7.2月上旬 短期緊急派遣隊員の派遣(3名、約10ヵ月)
上記3大学での活動及び今後の隊員派遣計画の策定、大学以外の機関に対する日本語教師隊員派遣の可能性の調査等
- H7.7 一般隊員の派遣(3大学に1名ずつ)

その後、様子を見つつ隊員を派遣し、各大学3名体制とする。

青年海外協力隊の派遣に関する交換公文

(ヴェトナム)



**BỘ NGOẠI GIAO
NƯỚC CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA
VIỆT NAM**

Hanoi, August 25, 1994

Excellency,

I have the honour to acknowledge the receipt of Your Excellency's Note of today's date, which reads as follows:

"I have the honour to refer to the recent discussions held between the representatives of the Government of Japan and of the Government of the Socialist Republic of Viet Nam concerning the dispatch of volunteers to the Socialist Republic of Viet Nam under the Japan Overseas Cooperation Volunteers Programme (hereinafter referred to as "the Programme") with a view to promoting technical cooperation between the two countries, and to confirm on behalf of the Government of Japan the following understandings reached between them:

1. At the request of the Government of the Socialist Republic of Viet Nam, the Government of Japan will, in accordance with the laws and regulations in force in Japan, take necessary measures to dispatch the volunteers to the Socialist Republic of Viet Nam for the purpose of contributing to the social and economic development of the Socialist Republic of Viet Nam, according to the schedules to be separately agreed upon between the authorities concerned of the two Governments.
2. The Government of Japan will, subject to budgetary appropriations, take necessary measures to bear the cost of international travel between Japan and the Socialist Republic of Viet Nam and living allowances in the Socialist Republic of Viet Nam for the volunteers, and to make available such equipment, machinery, materials and medical supplies as may be necessary for

His Excellency
Mr. KAZUO OGURA
Ambassador Extraordinary and
Plenipotentiary of Japan

the performance of their functions.

3. The Government of the Socialist Republic of Viet Nam will grant the volunteers the following privileges, exemptions and benefits:

(1) Exemption from customs duties, taxes and charges of any kind in respect of the importation of the equipment, machinery, materials and medical supplies mentioned in paragraph 2 above.

(2) Exemption from customs duties, taxes and charges of any kind other than those for storage, cartage and similar services in respect of the importation of a reasonable amount of their personal and household effects for personal use only.

(3) Exemption from income taxes and charges of any kind on any allowances to be remitted to them from overseas such as the living allowances mentioned in paragraph 2 above.

(4) Free medical care in case of illness or injury suffered during the term of their assignment in the Socialist Republic of Viet Nam.

(5) Rent-free housing accommodations with basic furnishings at places where they are to perform their functions to be assigned to them by the Government of the Socialist Republic of Viet Nam, provided that such accommodations are directly secured by the institutions requesting and receiving a volunteer.

(6) Issuance of identification cards from the volunteer-receiving governmental institution or from the governmental institution overseeing the volunteer-receiving non-governmental organization to the volunteers to facilitate the performance of their functions.

4. (1) The Government of the Socialist Republic of Viet Nam will accept a Representative and Co-ordinators who will discharge in close cooperation with Vietnamese authority concerned the functions to be assigned to them by the Japan International Cooperation Agency, the executing agency for technical cooperation by the Government of Japan, relative to the activities of the Programme in the Socialist Republic of Viet Nam.

(2) The Government of the Socialist Republic of Viet Nam will grant the Representative and the Co-ordinators the following privileges, exemptions and benefits:

(i) Exemption from customs duties, taxes and charges of any kind in respect of the importation of the equipment, machinery, materials and medical supplies, necessary for the performance of their functions.

(ii) Exemption from customs duties, taxes and charges of any kind other than those for storage, cartage and similar services in respect of the importation of a reasonable amount of their personal and household effects for personal use only.

(iii) Exemption from income taxes and charges of any kind on any emoluments or allowances to be remitted to them from overseas.

(iv) Importation free of duties (or purchase from bond in the Socialist Republic of Viet Nam) of one motorcar for each of the Representative and the Co-ordinators.

5. (1) The volunteers, the Representative and the Co-ordinators importing goods free of customs duties, taxes and charges of any kind in accordance with the provisions of sub-paragraphs (1) and (2) of paragraph 3 and sub-paragraphs (2)(i), (ii) and (iv) of paragraph 4 will present specification of such goods to the authority concerned of the Government of the Socialist Republic of Viet Nam.

(2) In compliance with the regulations of the Socialist Republic of Viet Nam concerning temporary admission, all durable goods imported free of customs duties, taxes and charges of any kind will be re-exported unless:

a) They are sold within the territory of the Socialist Republic of Viet Nam with the payment of customs duties, taxes and charges of any kind, or donated to the Government of the Socialist Republic of Viet Nam on its approval; or

b) Such re-exportation is impossible or inappropriate.

6. The Government of the Socialist Republic of Viet Nam will bear responsibility for damage caused within the scope of their official duties in the Socialist Republic of Viet Nam, except when such responsibility arises from gross negligence or wilful misconduct on the part of the volunteers.

7. The two Governments will hold consultations from time to time for the successful implementation of the Programme in the Socialist Republic of Viet Nam.

8. The understandings set out above may be amended by an exchange of notes between the two Governments and terminated by either Government by giving the other six months' prior written notice of its intention to terminate them.

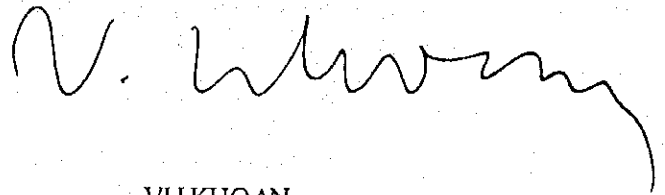
I have further the honour to propose that this Note and Your Excellency's Note in reply confirming on behalf of the Government of the Socialist Republic of Viet Nam the foregoing understandings shall be regarded

as constituting an agreement between the two Governments, which will enter into force on the date of Your Excellency's reply."

I have further the honour to confirm on behalf of the Government of the Socialist Republic of Viet Nam the foregoing understandings and to agree that Your Excellency's Note and this Note shall be regarded as constituting an agreement between the two Governments, which will enter into force on the date of this reply.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

For Mr. NGUYEN MANH CAM
Minister for Foreign Affairs



VU KHOAN
Vice Minister for Foreign Affairs
of the Socialist Republic of Viet Nam

EMBASSY OF JAPAN
HANOI

Hanoi, August 25, 1994

Excellency,

I have the honour to refer to the recent discussions held between the representatives of the Government of Japan and of the Government of the Socialist Republic of Viet Nam concerning the dispatch of volunteers to the Socialist Republic of Viet Nam under the Japan Overseas Cooperation Volunteers Programme (hereinafter referred to as "the Programme") with a view to promoting technical cooperation between the two countries, and to confirm on behalf of the Government of Japan the following understandings reached between them:

1. At the request of the Government of the Socialist Republic of Viet Nam, the Government of Japan will, in accordance with the laws and regulations in force in Japan, take necessary measures to dispatch the volunteers to the Socialist Republic of Viet Nam for the purpose of contributing to the social and economic development of the Socialist Republic of Viet Nam, according to the schedules to be separately agreed upon between the authorities concerned of the two Governments.
2. The Government of Japan will, subject to budgetary appropriations, take necessary measures to bear the cost of international travel between Japan and the Socialist Republic of Viet Nam and living allowances in the Socialist Republic of Viet Nam for the volunteers; and to make available such equipment, machinery, materials and medical supplies as may be necessary for the performance of their functions.

His Excellency
Mr. NGUYEN MANH CAM
Minister for Foreign Affairs
of the Socialist Republic of Viet Nam

3. The Government of the Socialist Republic of Viet Nam will grant the volunteers the following privileges, exemptions and benefits:

(1) Exemption from customs duties, taxes and charges of any kind in respect of the importation of the equipment, machinery, materials and medical supplies mentioned in paragraph 2 above.

(2) Exemption from customs duties, taxes and charges of any kind other than those for storage, cartage and similar services in respect of the importation of a reasonable amount of their personal and household effects for personal use only.

(3) Exemption from income taxes and charges of any kind on any allowances to be remitted to them from overseas such as the living allowances mentioned in paragraph 2 above.

(4) Free medical care in case of illness or injury suffered during the term of their assignment in the Socialist Republic of Viet Nam.

(5) Rent-free housing accommodations with basic furnishings at places where they are to perform their functions to be assigned to them by the Government of the Socialist Republic of Viet Nam, provided that such accommodations are directly secured by the institutions requesting and receiving a volunteer.

(6) Issuance of identification cards from the volunteer-receiving governmental institution or from the governmental institution overseeing the volunteer-receiving non-governmental organization to the volunteers to facilitate the performance of their functions.

4. (1) The Government of the Socialist Republic of Viet Nam will accept a Representative and Co-ordinators who will discharge in close cooperation with Vietnamese authority concerned the functions to be assigned to them by the Japan International Cooperation Agency, the executing agency for technical cooperation by the Government of Japan, relative to the activities of the Programme in the Socialist Republic of Viet Nam.

(2) The Government of the Socialist Republic of Viet Nam will grant the Representative and the Co-ordinators the following privileges, exemptions and benefits:

(i) Exemption from customs duties, taxes and charges of any kind in respect of the importation of the equipment, machinery, materials and medical supplies, necessary for the performance of their functions.

(ii) Exemption from customs duties, taxes and charges of any kind other than those for storage, cartage and similar services in respect of the importation of a reasonable amount of their personal and household effects for personal use only.

(iii) Exemption from income taxes and charges of any kind on any emoluments or allowances to be remitted to them from overseas.

(iv) Importation free of duties (or purchase from bond in the Socialist Republic of Viet Nam) of one motorcar for each of the Representative and the Co-ordinators.

5. (1) The volunteers, the Representative and the Co-ordinators importing goods free of customs duties, taxes and charges of any kind in accordance with the provisions of sub-paragraphs (1) and (2) of paragraph 3 and sub-paragraphs (2)(i), (ii) and (iv) of paragraph 4 will present specification of such goods to the authority concerned of the Government of the Socialist Republic of Viet Nam.

(2) In compliance with the regulations of the Socialist Republic of Viet Nam concerning temporary admission, all durable goods imported free of customs duties, taxes and charges of any kind will be re-exported unless:

a) They are sold within the territory of the Socialist Republic of Viet Nam with the payment of customs duties, taxes and charges of any kind, or donated to the Government of the Socialist Republic of Viet Nam on its approval; or

b) Such re-exportation is impossible or inappropriate.

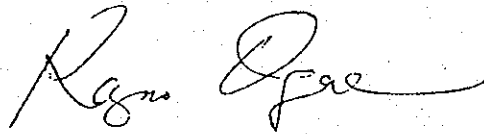
6. The Government of the Socialist Republic of Viet Nam will bear responsibility for damage caused within the scope of their official duties in the Socialist Republic of Viet Nam, except when such responsibility arises from gross negligence or wilful misconduct on the part of the volunteers.

7. The two Governments will hold consultations from time to time for the successful implementation of the Programme in the Socialist Republic of Viet Nam.

8. The understandings set out above may be amended by an exchange of notes between the two Governments and terminated by either Government by giving the other six months' prior written notice of its intention to terminate them.

I have further the honour to propose that this Note and Your Excellency's Note in reply confirming on behalf of the Government of the Socialist Republic of Viet Nam the foregoing understandings shall be regarded as constituting an agreement between the two Governments, which will enter into force on the date of Your Excellency's reply.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

A handwritten signature in cursive script, appearing to read 'Kazuo Ogura', written in dark ink.

KAZUO OGURA
Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary
of Japan

＜ヴェトナム概要＞

国名	ヴェトナム社会主義共和国(The Socialist Republic of Viet Nam)
面積	331,688平方キロメートル
首都	ハノイ (人口310万人)
人口	約7,112万人 人口増加率2.2% (1994年)
人種構成	キン族90%、ムオン、ミャオ、タイ、クメール、チャムなど約60の少数民族
言語	ヴェトナム語
宗教	仏教(80%)、キリスト教(カトリック)、カオダイ教、ホアハオ教等
気候	南北に長く、北部の亜熱帯性気候から南部の熱帯モンスーンまでである。
略史	<p>939年まで中国の支配下にあった。</p> <p>1883年 フランス植民地化</p> <p>1945年 ヴェトナム民主共和国成立</p> <p>1954年 ジュネーブ協定により南北分割</p> <p>1965年 米軍直接介入開始</p> <p>1973年 パリ和平協定、米軍撤退開始</p> <p>1976年 南北統一、ヴェトナム社会主義共和国成立</p> <p>1978年 カンボディア侵攻</p> <p>1979年 中越戦争勃発、各国の対ヴェトナム援助停止</p> <p>1986年 第6回党大会で「ドイモイ政策」採択</p> <p>1989年 カンボディアから撤退</p>
政体	<p>社会主義共和制</p> <p>元首：レ・ドゥック・アイン国家首席</p> <p>国会：一院制 (定員395人、任期5年)</p>
経済	<p>GDP：約154億ドル (1994年政府公表)</p> <p>1人当たりGNP：181ドル (1993年UNDP推定)</p> <p>経済成長率：8.5% (1994年政府公表)</p> <p>物価上昇率：14% (1994年政府公表)</p> <p>主要産業：農業、鉱業</p> <p>貿易：輸出 30億ドル 輸入 31億ドル (1993年)</p> <p>通貨：ドン</p>
対日関係	<p>1976年 日本がヴェトナム社会主義共和国を承認</p> <p>1978年のカンボディア侵攻以来、日越関係は停滞</p> <p>1991年のパリ和平協定を受け、1992年から日本のODA再開</p> <p>・貿易 (1993年) 輸出 1,187億円 (農産物、原油等)</p> <p>輸入 707億円 (機械類、化学製品等)</p> <p>・1992年度までのODA累計実績</p> <p>有償資金協力 859億円</p> <p>無償資金協力 329億円</p> <p>技術協力 29億円</p>

<大学関係資料^{注1}>

1. ハノイ国家

1	英語の名称	University of Hanoi(Vietnam National University)
2	連絡先	9 0 Nguyen Trai, Dong Da, Hanoi, Viet Nam Tel. 84-4-581165
3	協力隊担当者	Pham Quang Long (文学部長)
4	カウンターパート	Nguyen Thi Viet Thanh (日本語主任)
5	年間予算	17,000,000,000ドン
6	日本語教師数	5名(1994年)
7	日本語学習者数	1993年 50名 1994年 120名
8	学生の進路	教師 30% 官公庁 50% 企業 10% その他 10%
9	日本語クラス	1) 初級1 教科書：わかる日本語 学生数：60名 時間数：週16h、1年間
		2) 初級2 教科書：日本語初歩 学生数：50名 時間数：週10h、1年間
		3) 中級 教科書：日本事情 学生数：25名 時間数：週12h、1年間

^{注1} 1994年11月現在、大学側の発表による。

2. ハノイ外国語大学

1	英語の名称	Hanoi Foreign Language College
2	連絡先	Km.9,Nguyen Trai St., Dong Da, Hanoi, Viet Nam
3	協力隊担当者	Nghiem Viet Huong(日本語学部長)
4	カウンターパート	Pham Hung Long (日本語副学部長)
5	年間予算	(学生1人につき400USドル)
6	日本語教師数	10名(1994年)
7	日本語学習者数	1990年 60名
		1991年 66名
		1992年 100名
		1993年 150名
		1994年 200名
8	学生の進路	回答なし
9	日本語クラス	1) 1年 教科書：日本語初歩 学生数：75名 時間数：週20h、9ヵ月
		2) 2年 教科書：Intensive Japanese Course (中級) 学生数：50名 時間数：週20h、9ヵ月
		3) 3年 教科書：日本語上級 学生数：50名 時間数：週20h、9ヵ月
		4) 4年 教科書：日本語上級、日本文学 学生数：25名 時間数：週20h、9ヵ月

3. ハノイ貿易大学

1	英語の名称	Hanoi Foreign Trade University
2	連絡先	Lang Thuong, Dong Da, Hanoi, Viet Nam
3	協力隊担当者	Tran Viet Dzung (国際関係主任)
4	カウンターパート	Transon (日本語主任) 他5名の日本語教師
5	年間予算	3,000,000,000ドン
6	日本語教師数	6名 (1994年)
7	日本語学習者数	1994年 200名
8	学生の進路	官公庁 60% (日本語学習者 30%) 企業 30% 60% その他 10% 10%)
9	日本語クラス	1) 教科書：わかる日本語 時間数：週12h
		2) 教科書：日本語 時間数：週12h
		3) 教科書：日本-ヴィエトナム語会話 時間数：週12h
		4) 教科書：ビジネス日本語 時間数：週12h

ヴェトナム生活調査 (単位: USドル)

<被服>

ブラウス	6	ジーンズ	11
スラックス	5	靴	5

<食料>

米 1 kg	0.35~1	パン 1斤	0.9
卵 1 個	0.1	ミネラルウォーター (500ml)	0.25
豚肉 1 kg	1.3~22.5	缶詰 (魚)	0.6
食用油(2l)	2.7	外食 (フォー)	0.2
		外食 (中級)	10

<嗜好品>

コーヒー	0.25	缶ビール	0.7~0.85
ジュース	0.35	菓子	0.1~0.6

<日用品>

ラジカセ	45~128	茶碗	0.7
炊飯器	36~140	大皿	1.3
スタンド	9	スプーン	0.1~0.25
電球	0.26	包丁	1.6
扇風機	23~26	鉛筆	0.06~0.1
洗濯機	280	ペン	0.3~0.45
フロッピー (10枚)	15	ノート	1.1

<通信>

エアメール (葉書)	0.37	市内電話	0
(封書)	0.6	国際電話	3.5\$/分

<その他>

- ・バイク保険 (1年) 15 \$
- ・クリーニング (シャツ) 0.2 \$、(ズボン) 0.3 \$
- ・自転車 40~100 \$
- ・理髪 0.5 \$
- ・コピー 1枚 0.1 \$
- ・写真現像 (36枚) 5 \$
- ・日越辞典 (ハードカバー) 9 \$
- ・テニス (ホテル横) 3 \$/h
- ・ガソリン (3l) 1 \$

ヴェトナム海外手当 (案)

US\$ 4 0 0

<内訳>

被服費	1 5 (3 ヶ月に1度ブラウス、スラックス、靴等購入)
食費	1 5 0 (週末外食、平日自炊)
日用品費	3 0 (ノート等の消耗品、耐久消費財を2年に1度)
嗜好代	2 0 (コーヒー、ジュース15日、ビール10本等)
交通費	2 0 (シクロ等)
通信費	5 0 (手紙、国際電話等)
交際費	5 0 (外食5回)
教養費	2 0 (本数冊)
余暇費	2 0 (テニス等)
その他	2 5 (クリーニング、理髪、写真、保険、等)

< ヴィエトナム >

